

マイナンバー違憲訴訟神奈川 高裁判決前の原告集会



マイナンバーをめぐる状況 今、どうなってるの？

- ◆ 日時：2023年8月1日（火）18：30
- ◆ 会場：神奈川県保険医協会・会議室



違憲訴訟神奈川の控訴審は2023年1月30日に結審しました。判決期日は追って知らせることでしたが、いまだ裁判所から連絡がありません。2022年11月30日に結審した東京訴訟も同様です。

3月9日、福岡・名古屋・仙台訴訟において最高裁は「マイナンバーの利用が税、社会保障、災害対策に限定されている」として合憲と判断しました。しかし、6月2日、成立した「改正」番号法により、限定を越えた利用拡大ができるようになりました。合憲と判断した最高裁判決と整合性がとれるのでしょうか。高裁は怯むことなく判断してほしいと思います。

弁護団は「法改悪で状況が変わったので再度審議を行うべきだ」として、6月5日「口頭弁論再

開申立書」を提出しました。

番号法改悪でマイナンバーをめぐるトラブルが次々でています。特にマイナ保険証に至っては7300件超の誤登録が発覚しています。それでも河野デジタル大臣、岸田首相は来年秋に保険証を廃止し、マイナ保険証との一体化を行うといっています。集会では、口頭弁論再開申立や高裁判決の見込みについて、またマイナ保険証をはじめ、番号法改悪で何が変わるのかなど、この間の状況について、情報を共有し意見交換したいと思います。ぜひご参加ください。



原告集会となっていますが、どなたでも参加できます。

わたしたちは本人の同意なく個人情報を収集・利用するマイナンバー制度はプライバシー権を侵害し違憲であるとして「自己情報コントロール権」を求めて裁判を行っています。ご支援・ご協力をお願いします。



主催：マイナンバー（共通番号）違憲訴訟神奈川 原告団・弁護団
神奈川県保険医協会

* 連絡先・080-5052-0270（宮崎）

<https://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>